

鳴門市DX推進アドバイザー業務に係る公募型プロポーザル実施要領

【日程】

参加申込期間	令和6年5月17日（金）から5月31日（金）午後5時まで
※本件のプロポーザル参加希望者は必ず参加申込を上記期間内に行うこと。	
参加資格審査結果通知	令和6年6月4日（火）
質問受付期間	令和6年5月17日（金）～5月24日（金）午後5時まで
最終回答日	令和6年5月28日（火）
提案書受付期限	令和6年6月5日（水）～6月10日（月）午後5時まで
提案書等の審査及び評価	令和6年6月中旬～6月下旬頃（予定）
審査結果通知	令和6年6月中旬～6月下旬頃（予定）
契約締結	令和6年6月下旬～7月上旬頃（予定）

1. 目的

鳴門市DX推進アドバイザー業務の実施に際し、最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

鳴門市DX推進アドバイザー業務

(2) 業務内容

- ① 別紙「鳴門市DX推進アドバイザー業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- ② ￥2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、その範囲内とする。
- ③ 上記の上限額を上回る金額での提案を行ったときは失格となる。
- ④ 履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生または再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等がない者であること。
- (4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団員またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役および監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等

(8) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 鳴門市建設工事入札参加資格業者名簿または、鳴門市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿もしくは、鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿のいずれかに掲載されている者。

イ 上記アに該当しない者で、参加申込期間内に別紙①に示す、必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(9) 過去3年以内に地方自治体に対するDX推進支援等の実績を有する者

4. 参加申請書等の提出

参加希望者は、次に示す申請書類を提出すること。提出期限までに申請書類を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。提出書類について鳴門市から説明を求められた場合には、誠実に応じなければならない。

なお、申請書類を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで

(2) 提出先 〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部 秘書広報課

電話：088-684-1544

FAX：088-686-2958

E-mail：his yokoho@city.naruto.i-tokushima.jp

(3) 提出方法 提出先に持参または郵送により提出。

①持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（市役所閉庁日除く。）

②郵送の場合は、封筒表面に「鳴門市DX推進アドバイザー業務参加申請書在中」と朱書きし、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、事前に電話連絡のうえ提出期限までに必着すること。

③提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(4) 提出書類 提出書類（まとめて以下「参加申請書等」という。）は、下記のとおりとする。

- ・「参加申請書」（様式1）
- ・「参加資格に係る誓約書」（様式2）
- ・「事業者情報カード」（様式3）
- ・「業務実績」（様式4）：地方自治体に対するDX推進支援等の実績を証する書類（契約書等）を添付すること。
- ・別紙①に記載のある各書類（前記3.（8）イに該当する場合のみ）
- ・「プロポーザル参加辞退届」（参加申請書を提出した後に辞退する場合のみ）（様式9）

(5) 提出部数 1部

5. 参加資格審査結果の通知に関する事項

プロポーザル参加申請者から提出された参加申請書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、参加申請者に対して、その結果を郵送にて通知する（6月4日（火）発送予定）。

また、参加資格が認められた参加者については、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細な日時や実

施方法等を併せて通知する。

なお、参加申請に係る書類に関して、次に該当する場合はプレゼンテーション及びヒアリングの審査に進むことはできないので、正確な書類作成等に努めること。

- ・提出書類に不備が散見される場合（ただし、誤字、脱字等の軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定めて補正を認める場合がある。）
- ・一部必要書類が不足している場合
- ・応募資格・応募条件を満たしていない場合
- ・欠格事由に該当がある場合

なお、本通知が令和6年6月6日（木）においても届かない場合は、必ず4.（2）提出先に問い合わせること。

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領と仕様書、業務提案書等作成要領、様式に係るものとし、それ以外の内容と判断した質問は受け付けない。

・質問書の提出

- ① 様式 質問書（様式10）による。
- ② 提出期間 令和6年5月17日（金）から5月24日（金）午後5時まで（必着）
- ③ 提出場所 前記4.（2）に同じ
- ④ 提出方法 様式10により4.（2）提出先にE-mailにより提出。

ア）電話連絡にて届いているか確認すること。

イ）質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。最終回答日は令和6年5月28日（火）とする。

なお、質問に対する回答をもって、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とする。

7. 提案書の作成及び提出

提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は、添付の業務提案書等作成要領に基づき作成した提案書（様式11から様式13及び任意様式）を下記のとおり提出するものとする。提案書等についてはすべて記載することとし、記載する内容がない場合は「該当なし」等の表記により、記載内容がない旨を必ず明示すること。

（1）提出書類

- ① 「提案書（表紙）」（様式11）
- ② 「業務提案見積書」（様式12）
- ③ 「見積内訳書」（任意様式）
- ④ 「DX推進アドバイザーの業務実績」（様式13）：氏名・組織におけるマネジメント経験・業務実績
- ⑤ 「業務提案書」（任意様式）

（2）提出期限 令和6年6月10日（月）午後5時まで（市役所閉庁日除く。）（必着）

（3）提出場所 前記4.（2）に同じ

（4）提出方法 郵送によること（必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること）。受付時間は、午前9時から午後5時まで（市役所閉庁日除く。）

（5）提出部数 9部 正：1部（代表者印押印のもの）、副：8部（写し）、見やすい提出書類の作成を心がけることとし、添付書類等の提出部数についても同様の部数を必要とする。
また、電子媒体（CDでの提出。データはPDF形式とする。）も1部提出すること。

（6）提出後において、提案書等の内容変更および追加は認めない。

（7）提出された書類は返却しない。提案書等は契約に至った場合に使用する他は受託者選定以外に使用

しないものとし、鳴門市の文書管理規程等に従い責任をもって管理・廃棄を行う。

(8) 提出された提案書等は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。

(9) 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。

8. 受託予定事業者の決定方法

(1) 鳴門市DX推進アドバイザー業務受託者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、委員会の委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が最低基準得点（委員1人あたり評点60点×委員数）を満たした者の中で、第1位の提案者を優先交渉権者とする。第2位の提案者については次点者とし、優先交渉権者との協議において不調となった場合に繰り上げるものとする。

(2) 提案内容について委員会で審査し、優先交渉権者を決定する。（審査は非公開）

審査方法については委員会の委員への提案内容に関するプレゼンテーション（持ち時間20分）と質疑応答によるヒアリング（最大10分）を実施し、採点・審査を行う。プレゼンテーション時には、パワーポイントの使用は可能であるが、提案書の拡大のみ可とする。

（当日の追加資料等持込不可）

なお、鳴門市は、スクリーン及びプロジェクターは準備するが、その他は提案者において用意すること。

また、提案者の出席者は2名以内とする。

ただし、選定委員会が参加者人数等により書類審査のみで選定が可能と判断した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を省略することがある。

(3) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない者。

② 提出書類に虚偽の記載があった者。

③ 提案上限額を上回る金額での提案を行った者。

④ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、提出部数、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者。

⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者。

⑥ 本公告に係る提案書を2つ以上提出した者。

(4) 応募者が1者のみの場合であっても審査し評点をつけるものとし、最低基準得点以上の点数を得た場合に候補者とする。

(5) 選定結果については、6月中旬～6月下旬頃（予定）に通知する。

なお、第2位と第3位となった者については、順位を通知内容に追記する。

審査結果について、後日、市公式ウェブサイトにて以下の内容を公表する。

・事業名 ・委員会日時および委員数 ・提案者数
・選考業者名 ・審査結果（各項目点および合計点） など

選定委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とし、審査結果に関する問い合わせおよび異議については受け付けない。

9. 契約

(1) 受託者は、プロポーザル実施要領、仕様書と提案書に基づいて契約締結前に協議し、鳴門市長と契約を締結する。

(2) 契約に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、別紙仕様書の内容を追加及び変更を行うことがある。

(3) 鳴門市長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合、契約の解除ができるものとする。

(4) 契約に当たっては、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、提案者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、希望金額の110分の100に相当する金額を提案書に記載すること。

- (5) 鳴門市は、受託者の本契約の結果に関して、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

10. その他

手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

11. 問い合わせ先

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部秘書広報課

電話：088-684-1544

FAX：088-686-2958

E-mail：his yokoh o@city.naruto.i-tokushima.jp